

教生学第 954 号

平成 30 年 3 月 2 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 川 端 雄 一

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の活用について（通知）

このことについては、平成 30 年 2 月 19 日付け教生学第 900 号通知「『学校の危機管理マニュアル作成の手引』の一部事前送付について」により、「学校の危機管理マニュアル」の新たな危機事象への対応に関する内容の作成等を行う際の参考に活用するよう通知したところですが、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり事務連絡があったので通知します。

については、各学校においては、別添写しに示された留意点等を参考に、本手引を活用して危機管理マニュアルの点検、見直しなどを行うようお願いします。また、各市町村教育委員会においては、自治体の関係部局及び関係機関と連携を強化し、学校への情報伝達方法や避難方法等について情報共有を事前に図るなど、学校安全に関する更なる取組の推進を併せてお願いします。

(生徒指導・学校安全グループ)

(写)

事 務 連 絡
平成30年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各国公立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の活用について

危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」という。)は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、全ての学校(専修学校を含む。以下同じ。)において作成が義務付けられています。

文部科学省では、危機管理マニュアル作成の手引となる参考資料「学校の危機管理マニュアル」(平成19年11月)及び「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月)を各学校等へ配付するとともに、様々な安全上の課題への対応等について随時周知し、危機管理マニュアルの作成・見直しを依頼してきたところです。

この度、事件や事故、自然災害への対応に加えて、近年の学校や児童生徒等を取り巻く様々な安全上の課題や「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月)、「第2次学校安全の推進に関する計画」(平成29年3月閣議決定)等を踏まえ、従前の参考資料を基に、「学校の危機管理マニュアル」に基本的な対応方法や留意点等を大幅に追記して改訂を行った「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(以下「手引」という。)を作成しました。

平成30年2月14日付の事務連絡により、手引の一部である「新たな危機事象への対応」を事前送付させていただいておりますが、文部科学省の学校安全ポータルサイトに手引全体を掲載しましたので、各学校においては、別記の留意点も参考に、本手引を活用して危機管理マニュアルの作成・見直しを行っていただき、設置者におかれては、自治体の関係部局及び関係機関と連携を強化し、学校への情報伝達方法や避難方法等について情報共有を事前に図るなど学校安全に関する更なる取組の推進をお願いします。

また、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、各種学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校

法人、学校及び各種学校に対して、各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知していただくようお願いいたします。

なお、別紙のとおり、消防庁より「全国瞬時警報システム（Jアラート）で配信するメッセージの一部変更について」が発出されております。危機管理マニュアルの作成に当たっては、最新の情報が反映されるよう御留意ください。

記

- 1 各学校の実情（学校の立地する環境、学校規模、児童生徒等の年齢や通学の状況等）に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時の対処方法を検討すること。
- 2 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行うこと。
- 3 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図ること。
- 4 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行うこと。
- 5 作成した危機管理マニュアルは、訓練等を基に検証し、実際に機能するかどうか、専門家からの指導・助言等も踏まえ、定期的に見直し・改善を行うこと。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」は以下のURLに掲載していますのでご確認ください。

学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」
(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index.html>)

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課学校安全係
tel：03-5253-4111（2917） fax：03-6734-3794

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 15 日

各都道府県防災・国民保護担当課 御中

消防庁国民保護・防災部防災課

国民保護室

国民保護運用室

全国瞬時警報システム（Jアラート）で配信するメッセージの
一部変更について

北朝鮮からミサイルが発射された際にJアラートで配信するメッセージについて、下記のとおり変更されましたので、お知らせします。

つきましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨を周知いただきますようよろしく申し上げます。

記

（変更内容）

メッセージの末尾において、「…模様です」、「推定されます」、「可能性がありま
す」と複数の表現が混在していたことから、「…ものとみられます」へ統一

※詳細は、国民保護ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/jalert.html>